



- ① 届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、当該被共済者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合については、配偶者と同様の退職金請求権があります。(中小企業退職金共済法第 14 条第 1 項)
- ② 配偶者がいない被共済者の死亡の当時、当該被共済者の収入により生計を維持されていた方については、退職金の請求権が優先されます。(中小企業退職金共済法第 14 条第 1 項第 2 号、第 3 号)

## 申立書

私は、

② \_\_\_\_\_ と事実上婚姻関係にあったこと

② 主として 清退 麴 の収入によって生計を維持していたこと

※該当するものに○をつけてください。

を申し立てます。

令和 年 月 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構 殿

申立人 氏 名 清退 醸

住 所 東京都〇〇区〇〇 3-2-1

電話番号 03-2222-3333

被共済者との関係 子

同順位の方が複数いる場合は、該当する全ての方が「申立書」を提出いただくとともに、請求人以外は委任状もご提出ください。

被共済者に関する事項 氏 名 清退 麴

住 所 東京都〇〇区〇〇 3-2-1